

議案第21号

北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、北海道後期高齢者医療広域連合規約を次のとおり変更するものであります。

令和6年9月3日提出

芽室町長 手 島 旭

北海道後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

北海道後期高齢者医療広域連合規約（平成19年3月1日市町村第1969号指令）の一部を次のように変更する。

第4条を次のように改める。

（広域連合の処理する事務）

第4条 広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）及び高齢者医療確保法に基づく命令に基づき後期高齢者医療広域連合が行うものとされた後期高齢者医療の事務及びそれに付随する事務を処理する。

第19条第2項中「別表第2」を「別表」に改める。

別表第1（第4条関係）を削り、別表第2（第19条関係）を別表とする。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行する。

説 明

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」（令和5年法律第48号）によるマイナンバーカードと被保険者証一体化に伴い、北海道後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて、地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。

北海道後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約新旧対照表

改正案	現 行
<p>(広域連合の処理する事務)</p> <p><u>第4条 広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）及び高齢者医療確保法に基づく命令に基づき後期高齢者医療広域連合が行うものとされた後期高齢者医療の事務及びそれに付随する事務を処理する。</u></p>	<p>(広域連合の処理する事務)</p> <p><u>第4条 広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）に規定する後期高齢者医療制度の事務のうち、次に掲げる事務を処理する。ただし、当該事務のうち別表第1に定める事務については、関係市町村において行う。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>1 被保険者の資格の管理に関する事務</u> <u>2 医療給付に関する事務</u> <u>3 保険料の賦課に関する事務</u> <u>4 保健事業に関する事務</u> <u>5 その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務</u> <p>(広域連合の経費の支弁の方法)</p> <p><u>第19条 - 略 -</u></p> <p>2 前項第1号に規定する関係市町村の負担金の額は、<u>別表</u>により、広域連合の予算において定めるものとする。</p>
	<p>(広域連合の経費の支弁の方法)</p> <p><u>第19条 - 略 -</u></p> <p>2 前項第1号に規定する関係市町村の負担金の額は、<u>別表第2</u>により、広域連合の予算において定めるものとする。</p> <p><u>別表第1 (第4条関係)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>1 被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付</u> <u>2 被保険者証及び資格証明書の引渡し</u> <u>3 被保険者証及び資格証明書の返還の受付</u>

改正案	現 行
<p>別表（第19条関係）</p> <p>- 略 -</p> <p>附 則（平成25年11月20日北海道知事届出）</p> <p>- 略 -</p> <p>附 則</p> <p><u>この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行する。</u></p>	<p><u>4 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し</u></p> <p><u>5 保険料に関する申請の受付</u></p> <p><u>6 前各号に掲げる事務に付随する事務</u></p> <p>別表第2（第19条関係）</p> <p>- 略 -</p> <p>附 則（平成25年11月20日北海道知事届出）</p> <p>- 略 -</p>